

児童手当について

1. 支給対象

高校卒業まで（18歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の児童を養育している方

2. 支給額

児童の年齢	児童手当の額（1人当たり月額）
3歳未満	第1子、第2子：15,000円 第3子以降：30,000円
3歳～高校生世代	第1子、第2子：10,000円 第3子以降：30,000円

※「第3子以降」とは、大学生世代まで（22歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の養育している児童のうち、3番目以降をいいます。

●所得制限について

令和6年10月より、所得制限はなくなりましたが、受給者（申請者）は児童を養育している方のうち、所得の高いほうが受給者になります。

3. 支給時期

偶数月（2月、4月、6月、8月、10月、12月）にそれぞれの前月分までの手当を支給します。（例：6月の支給日には、4～5月分の手当を支給します。）

手続きの方法

◎認定請求

お子さんが生まれたとき、他の市区町村から転入したときは、「認定請求書」の提出が必要です。認定を受ければ、原則として、申請した翌月分の手当から支給します。申請はお早めをお願いします。

（誕生日、転入日の翌日から15日以内）

大学生世代のお子さんを含め3人以上お子さんを養育しているときは「監護相当・生計費の負担についての確認書」の提出が必要です。

◎現況届（毎年 6 月に提出）

児童の養育状況が変わっていなければ、下記に該当する方を除き、現況届の提出は不要です。

●現況届の提出が必要な方

- ・対象児童と住所が異なる方（別居監護等）
- ・配偶者からの暴力等により、住民票の住所地と異なる市区町村で受給している方
- ・支給要件児童の戸籍がない方
- ・離婚協議中で配偶者と別居されている方
- ・その他、市区町村から提出の案内があった方

※ 現況届は、毎年 6 月 1 日の状況を把握し、6 月分以降の児童手当等を引き続き受ける要件（児童の監督や保護、生計同一関係など）を満たしているかどうかを確認するためのものです。

※ 現況届の提出がない場合には、6 月分以降の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。

◎その他届出等

以下の①～⑥に該当するときは、お住まいの市区町村に届出が必要です。

- ①児童を養育しなくなったことなどにより、支給対象となる児童がいなくなったとき
- ②受給者や配偶者、児童の住所が変わったとき（他の市区町村や海外への転出を含む）
- ③受給者や配偶者、児童の氏名が変わったとき
- ④一緒に児童を養育する配偶者を有するに至ったとき、または児童を養育していた配偶者がなくなったとき
- ⑤受給者の加入する年金が変わったとき（受給者が公務員になったときを含む）
- ⑥国内で児童を養育している者として、海外に住んでいる父母から「父母指定者」の指定を受けるとき

その他何か変更等あった際には、必要に応じて届出が必要な場合があります。詳しくはお問い合わせください。

住民課 TEL 0279-88-7192